

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

1 委託業務名

若者の創造性育成及び新しいワークスタイル創出支援業務委託

2 委託事業の内容

中心市街地の空きスペースに若者の創造性を育む拠点づくりを進めるとともに、若者の回帰を促す新たなスタイルの働き場を市内に確保していくため、スタートアップやリスクリングへの支援、オフィス誘致等を展開することを目的として、若者の創造性育成事業並びに新しいワークスタイル創出支援事業を実施する。詳細は、「若者の創造性育成及び新しいワークスタイル創出支援業務委託仕様書」のとおり。

3 委託事業の実施期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

4 審査会場及び審査日時（予定）

- (1) 審査会場 寒河江市役所
- (2) 審査日時 令和6年5月28日（火）午後 詳細は後日通知予定

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第3項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第11号に該当するものでないこと。
- (5) その他、当該委託ごとに市長が別に資格を定めるときは、当該資格を有する者。

6 手続等に関する事項

(1) 担当課

〒991-8601

寒河江市中央1丁目9番45号

寒河江市みらい協働課

TEL：0237-85-1486

(2) 参加申込書・企画提案書等

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第2号）、企画提案書（様式第6号）及び参考見積書（様式第7号）を次に掲げる期間内に提出するものとする。

- | | |
|--------|---|
| ア 受付期間 | 令和6年4月24日から同年5月21日まで必着
(市の休日を除く。) |
| イ 受付時間 | 午前9時から午後5時（5月21日は正午まで） |
| ウ 受付場所 | (1)の担当課 |
| エ 受付方法 | 持参又は郵送（必着）による提出 |
| オ その他 | 「若者の創造性育成及び新しいワークスタイル創出支援業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領」を確認し、遺漏のないよう提出すること。 |

7 その他

- (1) 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、提出された内容提案書は返却しない。また、複数の内容提案書は提出できないものとする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 詳細はプロポーザル実施要領及び仕様書によるものとする。
- (5) プロポーザルの選定方法は、プロポーザル審査委員会において選定することとし、審査結果を通知するものとする。なお、応募者多数の場合に行う一次審査の結果は、全ての応募者に対し、その後に実施するプレゼンテーション・ヒアリング等への参加の有無を通知することとする。また、プレゼンテーション・ヒアリング等審査結果は、その参加者に対し、選定者の決定及び通知相手方の点数を通知することとする。共に、審査の過程については非公開とする。